

令和2年第8回宮崎市議会（12月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	40件
報告	8件
合計	48件

2 内訳

(1) 議案（40件）

- ①令和2年度補正予算案（7件） ⇒ 議案第154号～議案第160号
- ②公の施設の指定管理者の指定（23件） ⇒ 議案第161号～議案第183号
- ③条例案（10件） ⇒ 議案第184号～議案第193号

(2) 報告（8件）

- ①専決処分の報告（8件） ⇒ 報告第27号～報告第34号
 - ・ 議決事項の一部変更（2件）
 - ・ 訴えの提起（国民健康保険）（1件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（5件）

3 議案の概要

議案第154号から議案第160号まで 令和2年度補正予算案（7件）

《一般会計》

議案第154号 令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第10号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第155号 令和2年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第1号）案

議案第156号 令和2年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第157号 令和2年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第158号 令和2年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第159号 令和2年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第160号 令和2年度宮崎市田野病院事業会計補正予算（第1号）案

【保健医療課】

別添「令和2年度12月補正予算案概要」のとおり

議案第161号から議案第183号まで 指定管理者の指定について（23件）

本市が設置する公の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

議案第161号 宮崎市立共同利用施設月見ヶ丘センター等の指定管理者の指定について

【環境保全課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市立共同利用施設 月見ヶ丘センター	月見ヶ丘南自治会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市立共同利用施設 南赤江センター	赤江自治会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市立共同利用施設 津和田センター	津和田自治会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市立共同利用施設 月見ヶ丘6次センター	月見ヶ丘第6区自治会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市立共同利用施設 ひえだセンター	ひえだ第一苑自治会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市立共同利用施設 空港南センター	空港苑自治会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市立共同利用施設 柳籠センター	恒久柳籠自治会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第162号 宮崎市環境学習交流施設の指定管理者の指定について 【廃棄物対策課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市環境学習交流施設	ほがらか・げんき会 代表構成員 社会福祉法人げんき 構成員 特定非営利活動法人ほ がらか会	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第163号 宮崎市総合福祉保健センターの指定管理者の指定について【福祉総務課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市総合福祉保健センター	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第164号 宮崎市佐土原地域福祉センターの指定管理者の指定について

【福祉総務課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市佐土原地域福祉センター	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第165号 宮崎市田野総合福祉館の指定管理者の指定について

【福祉総務課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市田野総合福祉館	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第166号 宮崎市北部老人福祉センター等の指定管理者の指定について

【長寿支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市北部老人福祉センター	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市青少年プラザ		

議案第167号 宮崎市南部老人福祉センター等の指定管理者の指定について

【長寿支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市南部老人福祉センター	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市赤江老人福祉センター		
宮崎市赤江運動広場		
宮崎市住吉老人いこいの家		
宮崎市古城老人いこいの家		
宮崎市跡江老人いこいの家		令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

議案第168号 宮崎市内海やっこ荘の指定管理者の指定について

【長寿支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市内海やっこ荘	青島地区社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第169号 宮崎市大塚台地域福祉コミュニティセンターの指定管理者の指定について

【長寿支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市大塚台地域福祉コミュニティセンター	大塚台地区社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第170号 宮崎市高岡老人福祉館「百寿荘」の指定管理者の指定について

【長寿支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市高岡老人福祉館 「百寿荘」	社会福祉法人慶明会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第171号 宮崎市霧島児童館等の指定管理者の指定について

【子育て支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市霧島児童館	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市栄町児童館		
宮崎市大島児童館		
宮崎市平和が丘児童センター		
宮崎市檜児童センター		

議案第172号 宮崎市恒久児童館等の指定管理者の指定について

【子育て支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市恒久児童館	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市本郷児童館		
宮崎市西原児童センター —		
宮崎市木花児童センター —		

議案第 173 号 宮崎市生目児童館の指定管理者の指定について

【子育て支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市生目児童館	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

議案第 174 号 宮崎市倉岡児童館等の指定管理者の指定について

【子育て支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市倉岡児童館	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市大塚台児童センター		
宮崎市大塚児童センター		

議案第 175 号 宮崎市住吉児童センター等の指定管理者の指定について【子育て支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市住吉児童センター	特定非営利活動法人ドロップインセンター	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市旭町児童館		

議案第 176 号 宮崎市かろう児童センター等の指定管理者の指定について

【子育て支援課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市かろう児童センター	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市田野児童センター		

議案第177号 宮崎市総合発達支援センターの指定管理者の指定について【親子保健課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市総合発達支援センター	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第178号 宮崎市夜間急病センター小児科の指定管理者の指定について

【保健医療課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市夜間急病センター小児科	公益社団法人宮崎市郡医師会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第179号 宮崎市佐土原体育館等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市佐土原体育館	一般財団法人みやざき公園協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市佐土原西体育館		
宮崎市佐土原西運動広場		

議案第180号 宮崎市石崎の杜鯨館の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市石崎の杜鯨館	みやざきB・Kグループ 代表構成員 株式会社文化コーポレ ーション 構成員 コナミスポーツ株式会 社	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第181号 宮崎市営住宅等の指定管理者の指定について

【建築住宅課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市営住宅北原団地	宮崎市営住宅管理センター 代表構成員 一般社団法人宮崎県宅 地建物取引業協会 構成員 宮崎宅地建物取引業協 同組合	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
宮崎市営住宅自由ヶ丘 団地		
宮崎市営住宅平和が丘 団地		
宮崎市営住宅国富が丘 団地		
宮崎市営住宅大塚台団 地		
宮崎市営住宅大坪団地		
宮崎市営住宅池内団地		
宮崎市営住宅小戸団地		
宮崎市営住宅飛江田団 地		
宮崎市営住宅南窪団地		
宮崎市営住宅大島団地		

宮崎市営住宅大島西団地			
宮崎市営住宅鶴島団地			
宮崎市営住宅鳥居原団地			
宮崎市営住宅希望ヶ丘団地			
宮崎市営住宅一の宮団地			
宮崎市営住宅生目台団地			
宮崎市営住宅学園木花台団地			
宮崎市営住宅立和原団地			
宮崎市営住宅大島北団地			
宮崎市営住宅北ノ原団地			
宮崎市営住宅老松団地			
宮崎市営住宅大淀団地			
宮崎市営住宅権現団地			
宮崎市営住宅西上町団地			
宮崎市営住宅那珂団地			
宮崎市営住宅都甲路団地			
宮崎市営住宅梅野団地			
宮崎市営住宅宝塔山団地			
宮崎市営住宅今坂団地			

宮崎市営住宅旭町団地			
宮崎市営住宅新町団地			
宮崎市営住宅小牧台団地			
宮崎市営住宅追手団地			
宮崎市営住宅下村団地			
宮崎市営住宅久峰団地			
宮崎市営住宅光ヶ丘団地			
宮崎市営住宅広瀬台団地			
宮崎市営住宅光団地			
宮崎市営住宅木材町団地			
宮崎市営住宅上井倉団地			
宮崎市営住宅南原団地			
宮崎市営住宅二ツ山団地			
宮崎市営住宅柳団地			
宮崎市営住宅寺田団地			
宮崎市営住宅穆佐団地			
宮崎市営住宅祇園団地			
宮崎市営住宅内山団地			
宮崎市営住宅八久保団地			

宮崎市営住宅浦之名団地		
宮崎市営住宅丸山北団地		
宮崎市営住宅丸山団地		
宮崎市営住宅山下団地		
宮崎市営住宅雁ヶ峰団地		
宮崎市営住宅高岡A団地		
宮崎市営住宅高岡B団地		
宮崎市営住宅沓掛団地		
宮崎市営住宅黒坂団地		
宮崎市営住宅中央団地		
宮崎市営住宅桑畑団地		
宮崎市営住宅清武新町団地		
宮崎市営住宅新川団地		
宮崎市営住宅岡団地		
宮崎市山村定住住宅		

議案第182号 宮崎市城の駅の指定管理者の指定について

【佐土原総合支所 地域市民福祉課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市城の駅	特定非営利活動法人ドンと 佐土原まちおこし隊	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第183号 宮崎市きよたけ児童クラブ施設の指定管理者の指定について

【教育委員会 生涯学習課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市きよたけ児童クラブ施設	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第184号から議案第193号まで 条例案（10件）

議案第184号 宮崎市地域自治区の設置等に関する条例の一部改正について

【区画整理課】

◇制定理由

宮崎広域都市計画事業飯田土地区画整理事業の換地処分に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

換地処分に伴い、高岡町域の町名地番が変更になったため、高岡地域自治区に新たに次の区域を加える。（別表第1）

新たに追加される区域
高岡町飯田1丁目
高岡町飯田2丁目
高岡町飯田3丁目
高岡町飯田4丁目

◇施行期日

公布の日

議案第185号 宮崎市印鑑条例の一部改正について

【市民課】

◇提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定の趣旨を踏まえ、印鑑の登録の資格を変更するため。

◇主な内容

印鑑の登録を受けることのできない者について、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。（第2条）

◇施行期日

公布の日

議案第186号 宮崎市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

本市職員の期末手当の額の改定を踏まえ、議会の議員の期末手当の額の改定を行うため。

◇主要内容

議会の議員の期末手当の額を、次のとおり年間で0.05月分引き下げる。

《令和2年度》12月の期末手当を1.65月分とする。

《令和3年度》6月及び12月の期末手当をそれぞれ1.675月分とする。

	現行	改正後	
		令和2年度	令和3年度
6月期末手当の支給率	1.70月	変更なし	1.675月
12月期末手当の支給率	1.70月	1.65月	1.675月
合計	3.40月	3.35月	3.35月

◇施行期日

公布の日（ただし、令和3年度に係る規定は、令和3年4月1日施行）

議案第187号 宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例及び宮崎市教育長の給与等に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

本市職員の期末手当の額の改定を踏まえ、常勤の特別職及び教育長の期末手当の額の改定を行うため。

◇主要内容

市長、副市長、上下水道局長、代表監査委員及び教育長の期末手当の額を、次のとおり年間で0.05月分引き下げる。

《令和2年度》12月の期末手当を1.675月分とする。

《令和3年度》6月及び12月の期末手当をそれぞれ1.625月分とする。

	現行	改正後	
		令和2年度	令和3年度
6月期末手当の支給率	1.575月	変更なし	1.625月
12月期末手当の支給率	1.725月	1.675月	1.625月
合計	3.30月	3.25月	3.25月

◇施行期日

公布の日（ただし、令和3年度に係る規定は、令和3年4月1日施行）

◇提案理由

国家公務員の給与に関する人事院の勧告を踏まえ、本市職員の期末手当の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 期末手当

常勤の職員及び特定任期付職員の期末手当の額を、次のとおり年間で0.05月分引き下げる。

《令和2年度》12月の期末手当を常勤の職員にあつては1.25月分、特定任期付職員にあつては1.65月分とする。

《令和3年度》6月及び12月の期末手当をそれぞれ常勤の職員にあつては1.275月分、特定任期付職員にあつては1.675月分とする。

	現行		改正後			
	常勤の職員	特定任期付職員	令和2年度		令和3年度	
			常勤の職員	特定任期付職員	常勤の職員	特定任期付職員
6月期末手当の支給率	1.30月	1.70月	変更なし	変更なし	1.275月	1.675月
12月期末手当の支給率	1.30月	1.70月	1.25月	1.65月	1.275月	1.675月
合計	2.60月	3.40月	2.55月	3.35月	2.55月	3.35月

※ 会計年度任用職員については、令和3年度から期末手当の額を年間で0.05月分引き下げ、6月及び12月の期末手当をそれぞれ1.275月分とする。

2 会計年度任用職員の給与改定の時期

給与条例の改正により常勤の職員の給与の額に改定があつた場合における会計年度任用職員の給与の額の改定は、改正後の給与条例の施行の日の翌年度以降の給与（改正後の給与条例の施行の日が4月1日であるときは、同日以降の給与）について行う。

◇施行期日

公布の日（ただし、1の令和3年度に係る規定は、令和3年4月1日施行）

◇提案理由

市立保育所の食事の提供に係る費用負担の区分を明確にするため。

◇主な内容

食事の提供に係る費用負担の区分は、次のとおりとする。

利用者の区分	費用の区分		食事の提供に要する費用	
	費用の区分		主食に係る費用	副食に係る費用
①保育所に入所した乳幼児等(②及び③を除く。)			保護者の負担あり (第14条第1項)	保護者の負担あり (第14条第1項)
②満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち規則で定めるもの			保護者の負担あり (第14条第1項)	保護者の負担なし (第14条第2項)
③満3歳未満保育認定子ども			保護者の負担なし (第14条第1項)	保護者の負担なし (第14条第1項)

◇施行期日

令和3年4月1日

◇提案理由

地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税の減額の基準の改正を行うため。

◇主な内容

国民健康保険税の軽減措置の判定基準額を改定する。

<現行>

7割軽減基準額=33万円

5割軽減基準額=33万円+28.5万円×被保険者数

2割軽減基準額=33万円+52万円×被保険者数

<改正後>

7割軽減基準額=43万円

+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)

5割軽減基準額=43万円+28.5万円×被保険者数

+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)

2割軽減基準額=43万円+52万円×被保険者数

+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)

※ 一定の給与所得を有する者(a)と公的年金等に係る所得を有する者(b)の合計数。

(a) 給与収入が55万円超の者

(b) 65歳未満…公的年金収入が60万円超の者

65歳以上…公的年金収入が125万円(公的年金等控除額110万円+課税の特例15万円)超の者

◇施行期日

令和3年1月1日(経過措置の規定あり)

◇提案理由

工場立地法等に定める特定工場に係る緑地面積等の敷地面積に対する割合を緩和するため。

◇主な内容

1 趣旨（第1条）

工場立地法の規定により公表された準則（※）に代えて適用すべき市準則を定めるもの。

- ※ 緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の20以上の割合とする。
環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の25以上の割合とする。

2 区域（第3条）

市準則が適用される対象区域は、次の区域とする。

- ・ 都市計画法で規定する用途地域が定められていない土地の区域
- ・ 都市計画区域外の区域

3 緑地面積等の敷地面積に対する割合（第4条）

- ・ 対象区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の6以上の割合とする。
- ・ 対象区域における環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の10以上の割合とする。

4 特定工場の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置（第5条）

特定工場の敷地が対象区域の内外にわたる場合において、対象区域の当該敷地に占める面積の割合が2分の1以上のときは当該敷地の全部について第4条の規定を適用し、当該割合が2分の1未満のときは当該敷地の全部について同条の規定を適用しない。

◇施行期日

公布の日（経過措置の規定あり）

議案第192号 宮崎市都市公園条例の一部改正について 【清武総合支所 農林建設課】

◇提案理由

加納公園のテニスコートの改修に伴い、使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

加納公園のテニスコート使用料を次のように改定する。(別表第6)

改正後			現行		
区分	金額		区分	金額	
児童生徒 1面につき	1時間につき	310円	1面につき	1時間につき	130円
一般 1面につき	1時間につき	630円			

◇施行期日

令和3年4月1日(経過措置の規定あり)

議案第193号 宮崎市火災予防条例の一部改正について

【消防局 予防課】

◇提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 急速充電設備(第13条の2)

- ・ 急速充電設備の全出力の上限を、50キロワットから200キロワットに拡大する。
- ・ 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を追加する。

2 火を使用する設備等の設置の届出(第50条)

- ・ 設置の届出の対象に、急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)を追加する。

◇施行期日

令和3年4月1日(経過措置の規定あり)

4 報告の概要

報告第27号～報告第34号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第27号 専決処分の報告について

【契約課（地域コミュニティ課、管財課）】

◇概要

令和2年6月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 629,200,000 円」を

「3 契約の金額 639,757,762 円」に変更する。

(10,557,762 円の増額)

◇変更理由

・表層改良工の追加変更について

杭工事等における重機設置において、既存アスファルト舗装と鉄板敷による工法としていたが、既存公民館解体後の表層地盤調査において地盤支持力の不足が確認されたことから、杭工事等に必要ない地盤支持力が得られるよう、表層土の状態に適した施工性を考慮して既存アスファルト舗装を撤去し、セメント固化材の添加による表層改良工（添加量 70kg/m³）を実施する必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和2年6月定例会 議案第102号）

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 工事名 | 生目地域複合型施設新築工事のうち建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 629,200,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 志多・あなぶき・水野特定建設工事共同企業体 |

◇概要

令和元年12月定例会で議決された工事請負契約（令和2年6月定例会で議決事項の一部変更有り）において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 256,902,668 円」を
「3 契約の金額 259,493,417 円」に変更する。
(2,590,749 円の増額)

◇変更理由

・地盤改良工に伴う増額変更について

地盤改良工着手後に試験施工を行った結果、想定より支持地盤が深い箇所があることが判明し、地盤改良長を長くする必要が生じたため。

・舗装工減工に伴う減額変更について

本工事区間の北側においては、複数の隣接工事が施工中であり、現場が輻輳し、橋面舗装を考慮した施工ヤードの確保が困難となったため。

・交通誘導員の減少に伴う減額変更について

交通誘導員を、現場周辺の主要な箇所に配置する予定であったが、周辺住民の方々の理解と協力により、配置数の減が図られたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和元年12月定例会 議案第209号）

- 1 工事名 昭和通線（小戸之橋）取付道路整備工事（但し橋梁工）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 232,100,000 円
- 4 契約の相手方 志多・旭洋特定建設工事共同企業体

議決事項一部変更：1回目（令和2年6月定例会 議案第103号）

「3 契約の金額 232,100,000 円」を
「3 契約の金額 256,902,668 円」に変更する。
(24,802,668 円の増額)

(2) 訴えの提起についての専決処分

報告第29号 専決処分の報告について

【国保年金課】

◇ 概要

市が支払督促の申立てを行った国民健康保険に係る損害賠償請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、訴えの提起についての専決処分を行ったもの。

◇ 請求の要旨

- (1) 被告は、市に対し、金 72,391 円及びこれに対する令和2年9月10日から支払済みまでの遅延損害金を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

◇ 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で訴訟上の和解又は調停をするものとする。
- (2) 判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。

(3) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第30号～報告第34号 専決処分の報告について

【報告第30号】	【社会福祉第一課】
《事故の概要》	市の軽自動車相手方の共同住宅に接触し、外壁の一部が破損した。
《事故発生日》	令和2年8月12日
《事故の場所》	宮崎市佐土原町下田島 20757 番地 118
《損害賠償額》	損害に係る賠償 80,390 円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市 100%
【報告第31号】	【道路維持課】
《事故の概要》	街路樹の枯れ枝が走行中の相手方の普通自動車の上に落下し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年7月7日
《事故の場所》	宮崎市大淀3丁目8番9号先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 46,200 円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市 100%
【報告第32号】	【教育委員会 企画総務課】
《事故の概要》	駐車中の相手方の小型自動車に市立宮崎西中学校の生徒が弓道部の活動中に放った矢が当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年7月28日
《事故の場所》	宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター駐車場内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 70,785 円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市 100%
【報告第33号】	【教育委員会 企画総務課】
《事故の概要》	強風のため倒れた市のテントが駐車中の相手方の普通自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和2年9月8日
《事故の場所》	宮崎市永楽町43番地 市立宮崎中学校運動場内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 98,967 円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市 100%
【報告第34号】	【教育委員会 学校施設課】
《事故の概要》	相手方が腐食していた側溝の鉄製蓋に足を踏み入れ、相手方の学生ズボンが破損した。
《事故発生日》	令和2年6月24日
《事故の場所》	宮崎市佐土原町下田島 20305 番地 12 市立広瀬中学校敷地内
《損害賠償額》	損害に係る賠償 6,390 円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市 100%